

平成二十二年三月十二日受領
答弁第二〇二二号

内閣衆質一七四第二〇二号

平成二十二年三月十二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員馳浩君提出国民の「幸福度」調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員馳浩君提出国民の「幸福度」調査に関する質問に対する答弁書

一について

憲法第十三条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しており、これは、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきとの趣旨であると考えている。

二から六までについて

政府においては、経済的な豊かさのみならず、個人の主観的な満足度等も含め、国民が実感している幸福感や満足感の現状を総合的に表す新たな指標を開発するとともに、その向上に向けて、経済・社会の活力を高めるために必要となる取組を行うこととしているが、これらの取組は、個人個人が幸福を追求するに当たって、政府として環境整備を行うものであり、個人の自由由国家が介入するものであるとの御指摘は当たらないと考えている。

幸福度を表す新たな指標の開発に向けた第一歩として、現在、内閣府において、国民が実感している幸

福感や満足感の現状、それらに影響する様々な要素等について、多面的に把握するため、平成二十一年度国民生活選好度調査を行っているところである。